

一般社団法人日本歯科麻酔学会
国際学会発表者に対する国際学術研究奨励金に関する申し合わせ

平成31年4月28日制定 令和6年8月18日改定

平成31年4月28日施行 令和6年8月18日施行

(目的)

第1条 この申し合わせは、一般社団法人日本歯科麻酔学会（以下「本学会」という）の国際交流活動の活発化を目的として、関連国際学会で優れた発表活動を行った会員に対する奨励金について定める。

(対象)

第2条 募集年度（1月1日～12月31日）の間に海外で現地開催された関連国際学会で発表された歯科麻酔学に関連する演題が対象となる。

2 関連国際学会とは、IFDAS、FADAS、IADR、ASA、IARS、ESA、IASPの他、麻酔およびその関連の国際学会のことをいう。

3 奨励金の交付対象者は4名以内とする。多数の申請があった場合は、原則として年少者、およびIFDAS、FADAS、IADR参加者を優先して国際交流委員会で選考する。

(申請条件)

第3条 奨励金の交付を希望する者は、当該演題の筆頭発表者で、発表時点ならびに申請の時点で本学会会員である必要がある。なお、発表の時点で50歳未満である者を対象とし、同一年度について、申請は1名につき1件までとする。

(申請方法)

第4条 奨励金の交付を希望する者は、次の各項に定める申請書類を国際交流委員会に提出しなければならない。

1. 応募申請書類
2. 申請演題の抄録の写し
3. 発表原稿のPDF（口頭発表：スライド原稿、ポスター発表：ポスター原稿をPDFで提出）
4. 参加証明書

(公募)

第5条 理事会は、毎年前期の本学会学術集会終了後に行われる最初の理事会までに、応募に関する情報を学会ホームページに掲載する。

(審査)

第6条 奨励金交付対象演題は、国際交流委員会が抄録の内容を評価し、選考する。

ただし、自施設の者が選考対象となっている国際交流委員会委員は評価を実施しないものとする。

2 奨励金交付対象演題の認定は、国際交流委員会の議を経て、理事会で行われる。

(奨励金の交付)

第7条 奨励金交付対象演題の筆頭発表者に対して、理事会での承認の後に、国際学術研究奨励金、一人50,000円(定額)を振り込むこととする。

(改定ないし改廃)

第8条 この申し合わせを改定あるいは改廃する場合は、理事会の議決を経なければならない。

(附則)

この申し合わせは、令和7年1月1日以降に開催された国際学会での発表から適用する。